

## チャンネル・ユー 自主放送番組基準

株式会社チャンネル・ユーは、地域住民の情報インフラの一つである公共放送機関として何人にも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで良質な放送を行うことによって、地域社会における産業振興や生活文化の発展に寄与できるものとする。これらの自覚に基づき、チャンネル・ユーの自主放送番組における5項目の基本原則と、番組編成・編集の基準について定める。

- ① 基本的人権を尊重し、民主主義の徹底を図る。
- ② 教育・情操道徳による人格の向上を図り、合理的精神を養う。
- ③ 過去の優れた文化の保存と、新しい文化の育成・普及に努める。
- ④ コミュニティーの共同化の推進に役立たせる。
- ⑤ 公共放送としての権威と品位を保持し、地域住民の期待と要望に応えうるものであること。

### 1 放送番組の一般的基準

#### ① 人権、人格、名誉

- (ア) 人権を守り、人格を尊重する。
- (イ) 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なう放送はしない。
- (ウ) 職場を差別的に扱わない。

#### ② 宗教

- (ア) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱う。
- (イ) その他、日本ケーブルテレビ連盟放送基準を当社放送基準とする。

#### ③ 法・政治・経済

- (ア) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (イ) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (ウ) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (エ) 経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては特に慎重を期すること。

#### ④ 社会経済

生活を安らかにすることに努め、また相互扶助精神を高めるようにする。

#### ⑤ 表現

社会道徳及び善良な風俗を害しないように表現に注意する。

⑥ 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになった場合は、速やかに取消又は修正する。

2 各種放送番組の内容

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| (1) 社会教育番組   | (11) 農協広報番組     |
| (2) 教養娯楽番組   | (12) 営農技術指導番組   |
| (3) 福祉番組     | (13) 農政番組       |
| (4) 健康番組     | (14) 各種農業番組     |
| (5) 文化番組     | (15) 生活改善番組     |
| (6) 芸能番組     | (16) 各種団体番組     |
| (7) 学校番組     | (17) 商工会広報番組    |
| (8) 保育園番組    | (18) スポーツ番組     |
| (9) 行政広報番組   | (19) 交通安全に関する番組 |
| (10) 自治会関係番組 | (20) 公告放送番組     |